

令和4年度 就学援助制度のお知らせ

伊東市教育委員会

伊東市では、お子さんを小中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費・給食費などの一部を援助する制度を設けています。

援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、各小・中学校へお申込みください。

1 就学援助を受けることができる方

伊東市に居住し、市立小・中学校に通うお子さんがいる保護者のうち次の(1)または(2)に該当する方

- (1) 生活保護を受けている方（要保護者）
- (2) 生活保護は受けていないが、同程度に困窮していると認められる方（準要保護者）

＜準要保護者の総世帯所得の目安額＞

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人
目安額	約 220 万円	約 280 万円	約 330 万円	約 380 万円	約 430 万円

※ この金額は目安です。家族の年齢構成などにより認定基準となる金額が変わりますので、この目安額を超えても認定される場合や目安額以内でも認定されない場合があります。

2 援助の種類と支給予定額（年額）

令和3年9月1日現在

注：金額は予算の状況によって変更することがあります。

費 目		小学校	中学校	備 考
入学準備費	1年生	40,600 円	47,400 円	1月、4月認定者のみ
学用品及び 通学用品費	1年生	11,520 円	22,510 円	
	2年生以上	13,770 円	24,760 円	
校外活動費 (交通費・見学科)	宿泊あり	実費		年1回限り
	宿泊なし	実費		
通学費 ^{※1、※2}		定期券購入費の <u>1/2</u>		バス又は電車の定期券の写しの提出が必要 必要に応じて、利用理由等聞き取りをします。
学校給食費		実費		
体育実技用具費		/	柔道着 購入実費	在学中1回限り 個人で購入した場合は、 領収書の提出 が必要 ゼッケン等、授業以外の用途の物は対象外
修学旅行費 ^{※3}		均一負担経費の実費		要保護者も対象
医療費 ^{※4}		-		区域外就学者のみ医療券発行により現物支給

- ※1 通学費については、回数券購入費や現金で電車等利用した場合は対象となりません。
- ※2 定期券写しのない期間は対象となりません。3学期分の写しの提出は2月末日までに学校に提出してください。
- ※3 生活保護を受けている方（要保護者）は、修学旅行費のみ援助の対象となります。（平成30年度から）
- ※4 令和2年10月1日より、「子ども医療費助成制度」が改正されたことに伴い、保護者自己負担分がなくなったため、就学援助医療費対象疾病を含め、医療費助成に係る個別制度の受給者証等による受診をしていただくこととなります。（保護者負担なしであることに変更はありません。）

3 申請方法

申請に必要な書類をそろえて、お子さんの通学している学校へ提出してください。認定委員会は年4回行われ、認定の可否を決定します。申請書は学校又は市教育総務課窓口で入手できる他、市ホームページからもダウンロードできます。

認定委員会	対象者	申請期限
令和4年 1月認定委員会	次年度当初から援助を受けようとする者 入学準備費の入学前支給を受けようとする者	令和3年11月24日 (全校共通×切)
4月認定委員会	年度当初から援助を受けようとする者	令和4年4月上旬予定
7月認定委員会	年度中途(7月)から援助を受けようとする者	令和4年6月下旬予定
10月認定委員会	年度中途(10月)から援助を受けようとする者	令和4年9月下旬予定

※ 申請時に小学生(小学校の入学予定者を含む)と中学生の両方のお子さんがある場合は、お子さんがお通いの小学校に提出してください。中学校への提出は不要です。(小学校への提出で、中学校への提出も兼ねるものとします。)

※ 4月、7月及び10月認定委員会に申請される場合は、各学校の提出期限までに提出してください。

4 支給

年3回(7月、12月、3月)口座振込による支給を予定しています。

※ 入学準備費は、入学前の1月認定委員会で認定された場合、入学前に支給する予定です。(4月認定委員会で認定された場合は7月の支給となります。)

5 申請に必要な書類

	生活保護以外の方	生活保護の方
(1) 申請書(兼委任状及び同意書)	○	○
(2) 課税・非課税証明書※	○	—
※ <u>生計を一つにする家族全員分</u> (所得がない学生、未就学児は除く。) ※ 所得金額が分かるもの <u>(***円となっているものは不可)</u> ※ 1月・4月認定は令和3年度、7月・10月認定は令和4年度分の証明が必要		
(3) 振込口座通帳の写し(名義と番号が記載されているページ)	○	○
(4) 令和3年の所得が分かる書類(源泉徴収票や給与明細など)	任意	—

※ 新型コロナウイルス感染拡大による所得減少について、認定審査に考慮することを希望する場合、(4)の書類を生計を一つにする家族全員分(所得がない学生、未就学児は除く。)添付の上、申請してください。

6 その他

- 認定にあたり、民生委員・児童委員が直接面談等により、世帯の状況の確認を行う場合があります。
- 就学援助申請後、生活状況に変更があった場合は、必ず学校へご連絡ください。
 - 再婚した場合は、原則、就学援助廃止となります。(次の認定委員会に再申請することは可能です。)
 - 生活状況が好転し、援助の必要がなくなった場合は、廃止届を学校に提出してください。
- 就学援助の申請は、毎年度必要になります。(1度認定されれば小学校6年間又は中学校3年間の援助が決定するわけではありません。)
- 紛失防止のため、児童・生徒を介しての申請書提出は控えていただくようお願いします。